

# 高光公民館 避難所運営マニュアル ①

#1 R 4年9月現在

R 3. 8月作成着手/10月修正/R 4. 3月修正/9月修正

このマニュアルは、公民館を主とした避難所開設及び運営の目的で作成しています。小学校は既に学校独自のマニュアルを作成しています。また、通常は普通教室の使用は想定していない前提です。

※ローリングストックでいざという時に備えましょう！

## ローリングストックのイメージ

水と食料だけでも1週間分を!!

食べ物や日用品を少し多めに購入、日常生活で消費



災害時に特に必要なもの



# はじめに・情報開示 I

なぜマニュアルが必要なのか

## ■避難所マニュアルとは

避難所運営マニュアルの目的

R 3.7.9 館長/主事合同研修  
開催時配布資料(一部抜粋)

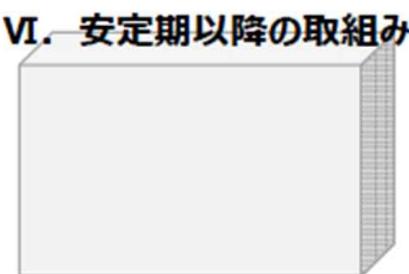
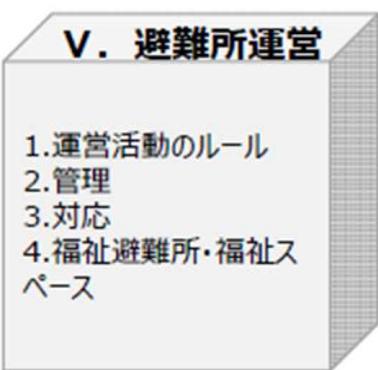
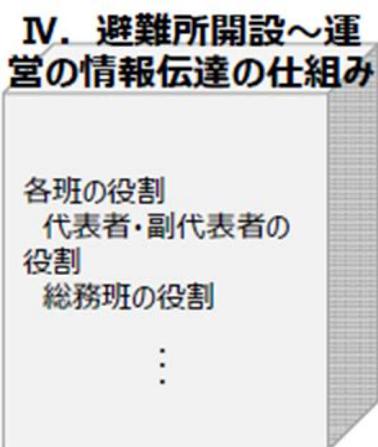
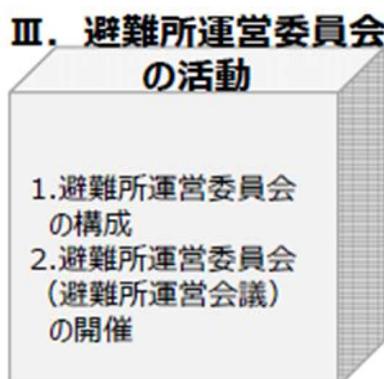
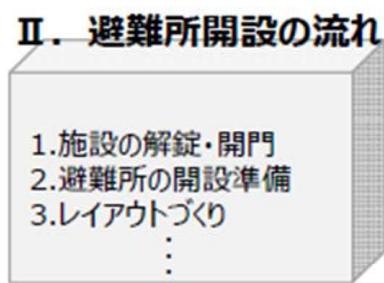
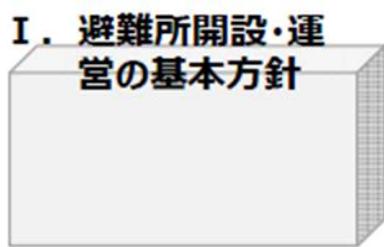
避難所は、住民が主体となり開設・運営を目指すこととしています。

その際に、できるだけ混乱を少なくし、円滑な避難所の運営をするための手引書や手順書として活用されることを目的としています。

なお、水害（洪水、土砂災害）の際の避難所運営もこのマニュアルによるものとしますが、その避難所開設について  
は、必要な情報等を地域住民の方々に伝達したうえで、市職員等が地域と連携して、必要な避難所の開設を行います。

避難所の生活は避難者全員で協力することが大切です。

## 宇和島市避難所運営マニュアル〈作成モデル〉



左図を基に地域の特性を加えて高光地区のマニュアルを作成しました。  
災害の種類や規模など、予測できない時もありますので、その時、その場に  
来れる方が戸惑うことなく動けるように、お互い助け合えるための道具の一  
つとして臨機応変にご使用ください。  
また、自治会長の交代に合わせて毎年見直しをお願いします。

合計収容人数 253名(人口比約18%・青森市29%/富山市20.8%/大阪市22.2%)

## ■避難所としての高光公民館/小学校の現状

### 公民館収容可能人数

- 1階 和室  $49.28 \text{m}^2 \times 0.8 \div 2 = 20 \text{名}$
  - 2階 大ホール  $101.20 \text{m}^2 \times 0.8 \div 2 = 41 \text{名}$
  - 2階 図書室  $25.42 \text{m}^2 \times 0.8 \div 2 = 10 \text{名}$
- 合計 71名

### 小学校収容可能人数 (使用スペースは普通教室を除外しています/校長の許可済)

- 体育館 (ステージ除く)  $315 \text{m}^2 \times 0.8 \div 2 = 126 \text{名}$
  - 1階理科室 (福祉/要配慮者)  $71 \text{m}^2 \times 0.8 \div 2 = 28 \text{名}$
  - 3階音楽室 (体調不良者)  $71 \text{m}^2 \times 0.8 \div 2 = 28 \text{名}$
- 合計 182名

※ 収容可能人数計算法 床面積  $\times 0.8 \div 2 \text{m}^2$

- 0.8は通路を除く居住スペース・2m<sup>2</sup>は1人当たりのスペース
- 公民館/小学校の合計床面積=632.9m<sup>2</sup>

※スフィア基準 (後述/国際基準) では1人当たり3.5m<sup>2</sup>・合計収容人数は145名

### 地区別人口

- 令和4年9月1日現在 647世帯/1,351人

### 高光地区 人口集計表

地区名/班数 (館報配布数)	R3.4/1 現在の人口と 世帯数(男/女/世帯数)				R3.9/1 現在の人口と 世帯数(男/女/世帯数)				R4.4/1 現在の人口と 世帯数(男/女/世帯数)				R49/1 現在の人口と 世帯数(男/女/世帯数)			
	男	女	小計	世帯数	男	女	小計	世帯数	男	女	小計	世帯数	男	女	小計	世帯数
下高串/17 (125)	201	199	400	200	203	198	401	200	197	190	387	192	200	189	389	193
家藤/7 (30)	54	47	101	47	53	44	97	45	50	44	94	44	51	43	94	45
徳の森/5 (55)	82	86	168	72	79	83	162	71	83	85	168	73	83	85	168	75
奥高串/1 (27)	34	35	69	29	35	35	70	30	34	34	68	30	32	32	64	30
本村/4 (45)	80	98	178	100	79	92	171	97	80	91	171	95	74	89	163	88
江の組/3 (34)	50	54	104	45	50	53	103	45	49	53	102	43	49	53	102	43
日の組/5 (50)	62	82	144	67	62	82	144	67	61	84	145	68	60	82	142	67
中組/4 (36)	40	42	82	40	42	42	84	41	40	41	81	40	40	41	81	40
新屋敷/2 (26)	33	42	75	31	33	42	75	31	31	40	71	28	30	40	70	28
上光満/2 (25)	39	42	81	34	37	42	79	35	39	40	79	39	39	39	78	38
合 計	675	727	1,402	665	673	713	1,386	662	664	702	1,366	652	658	693	1,351	647

### お願い

- 既にお気づきでしょうが、人口に対して圧倒的に収容人数が足りません。
- 可能な限り在宅避難や親戚、知人を頼る、あるいは車中避難などあらかじめ複数の手段をご検討ください。避難所は、災害で住む家を失った被災者等が一時的に生活を送る場所であり、原則1週間の短期滞在の想定となっています。
- (内閣府・避難所運営ガイドライン/災害救助法・概要より)

## 情報開示 Ⅱ

## 小学校設置 防災倉庫 備蓄品リスト

### ■備蓄物資の状況⇒別添「備蓄品一覧」の写真でご確認ください

毎年、市危機管理課の委託を受けた業者により棚卸しを行っています。

保管場所	分類区分	品名	購入年月日	(賞味期限)	数量	写真番号
高光小	炊き出しセット	炊き出しぜーション	2014/11/30	-	1	14
〃	〃	調理用品ツセツ (20点)	2019/3/28	-	1	59
〃	〃	カセットコンロ	2019/3/29	-	2	10
〃	〃	〃 ポンベ	〃	-	33	11
〃	〃	鍋	〃	-	4	13
〃	トイレ用品	マンホールトイレ/自立式(一般用)	2018/3/30	-	2	21
〃	〃	〃 自立式(バリアフリー用)	〃	-	1	22
〃	〃	組立式簡易トイレ	〃	-	2	23
〃	〃	汚物処理袋セット	〃	-	4	25
〃	〃	簡易組立便座	2019/8/28	-	1	26
〃	日用品	ブルーシート	2019/3/29	-	2	37
〃	〃	ポリバケツ45L	〃	-	2	29
〃	〃	懐中電灯	〃	-	1	31
〃	電気類	ランタン	〃	-	20	32
〃	〃	投光器/三脚	2019/3/28	-	4	49
〃	〃	カセットガス式発電機(出力900VA)	〃	-	2	50
〃	寝具	毛布(アルミパック/不織布)	2018/3/30	-	29	15
〃	〃	アルミ寝袋	〃	-	30	16
〃	〃	マット(緊急畳)	2019/3/29	-	20	28
〃	〃	段ボールベッド	〃	-	10	56
〃	〃	エアーベッド	2021/1/29	-	104	67
〃	〃	エアーポンプ(空気入れ)	〃	-	2	68
〃	救助道具	四つ折伸縮担架(スチール)	2019/3/28	-	2	62
〃	〃	救助工具セット	〃	-	3	41
〃	その他用品	FK工具セット-II	〃	-	2	60
〃	〃	コードリール	〃	1箱24本入×25箱うち 16箱は箱が浸水により 損傷あり(2018/7/8 館長連絡受け)		
〃	〃	折りたたみ式リアカー	〃			
〃	〃	脚立	〃			
〃	〃	災害対策用プライバートルーム(簡易テント)	2019/8/28	-	1	65
〃	〃	災害避難所用間仕切り	2020/11/16	-	5	70
〃	〃	拡声器	2019/3/29	-	2	35
〃	〃	間仕切りパネル(6畳)	〃	-	10	52
下高串 集会所	食料品	レスキューライス (五目飯・100/わかめご飯・100)	2018/3/27	2025年8月	200	3
〃	飲料水	ペットボトル(490mL)	〃	-	600	7

## 小学校設置 防災倉庫の追加備蓄品/R4年3月23日納入

保管場所	分類区分	品名	購入年月日	(賞味期限)	数量	写真番号
高光小	オストメイトセット	オストメイト用洗浄セット	2023/3/23	-	1	A/73
〃	〃	ストーマ用装具セット	〃	-	1	B/74

### オストメイト・ストーマとは

- ・オストメイトとは、病気や事故等により消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部を造設した方のことです。
- ・ストーマとは、腹部に便又は尿を排泄するために造設された排泄口のこと指します。消化管ストーマは人工肛門、尿路ストーマは人工膀胱とも呼ばれ、ストーマを持つ方のことをオストメイトと表します。



オストメイトマーク



オストメイト対応トイレ 日常生活指導のポイント  
almmediaweb.jp



A オストメイト用洗浄セット



B ストーマ用装具セット

### ■公民館設置の備蓄品 感染症対策資材/薬箱はR4.3.15納入

保管場所	分類区分	品名	導入年月	(賞味期限)	数量	写真番号
公民館	寝具	毛布	不明	-	27	—
〃	〃	エアーベッド	〃	-	4	—
〃	期限切れ水	生活用水として(非飲用)・2L	〃	-	24	—
〃	〃	〃 (500ml 1)	〃	-	144	—
〃	その他用品	扇風機 (工業用大型・2F大ホール)	〃	-	1	51
〃	〃	車イス (屋外型・玄関脇)	2021年9月	-	1	63
〃	〃	車イス (屋内用・階段横)	2022年1月	-	1	71
〃	〃	車イス・スロープ板 (階段下倉庫)	2021年9月	-	1	72
〃	感染症対策資材	消毒液・1リットル	2023/3/15	-	1	75
〃	〃	非接触赤外線放射式体温計	〃	-	1	76
〃	〃	消毒用オートディスペンサー	〃	-	1	77
〃	〃	有症状者隔離用テント	〃	-	1	78
〃	〃	キャンピングベッド	〃	-	1	79
〃	〃	感染症対策用ガウンセット	〃	-	1	80
〃	〃	段ボールベッド	〃	-	1	81
〃	〃	段ボールパーティション	〃	-	1	82
〃	〃	サーモゲート	〃	-	1	83
〃	〃	単3乾電池×4・単4乾電池×2	〃	-	1	—
〃	薬箱	富士薬品・19品目セット	〃	-	1	84

# 情報開示 III 課題と対策

## ■避難所の課題

- 日本ではS22年制定の「災害救助法」とS36年制定「災害対策基本法」により被災した自治体が、自ら災害対応に務めることになっています。つまり、被災した行政職員や消防/警察等の職員も、自身や家族を後回しにして行動する義務を負わされています。この部分が最大の課題となって様々な問題が発生したのは、ジャーナリストや東日本大震災の復興を担当した国会議員、防災に詳しい弁護士、大学教授など多くの方々が異口同音に指摘されています。（欧米では国の専門機関が大規模かつ迅速な対応をしています。）表紙に掲載している「ローリングストック」や2ページ下段の「あらかじめ複数の手段」をと訴えているのは、自助努力が最大の備えとならざるを得ないからです。

## ■対策と参考資料

- 一番分かりやすい参考動画をご紹介しますので、ぜひご覧ください。約23分の動画ですが、すぐにでも参考にしたい内容となっています。（個人の見解です）  
<https://www.youtube.com/watch?v=dejgjCUepzc>
- 検索キーワード（敬称略）  
ローリングストック/大前治 体育館/100年変わらぬ日本の避難所/雑魚寝 避難所/など



### ・スフィア基準/スフィアプロジェクトとは

人道憲章と人道支援における最低基準(日本語版ハンドブック 395P)災害や紛争の避難所について国際赤十字やNGO団体等が1997年に策定している基準です。○印はよく言われている数字の部分ですが、あくまでも「人道憲章」に重きがおかれてています。

- 世帯ごとに十分に覆いのある生活空間を確保する
- 1人当たり3.5平方メートルの広さで覆いのある空間を確保する  
(関東一都四県平均2.54m<sup>2</sup>)

- 最適な快適温度、換気と保護を提供する
- トイレは20人に1つ以上。男女別で使えることなどです
- 日本の避難所は国際的に見てみると、かなり遅れています。  
100年前の関東大震災の時と同じ雑魚寝状態の避難所が多く、それが原因となって災害関連死につながっています。



避難所の女性トイレは男性の3倍必要～命を守る「スフィア」基準  
[www3.nhk.or.jp](http://www3.nhk.or.jp)



避難所後進国・日本、その打開策を考える | [nippontimes.com](http://nippontimes.com)

# I. 避難所開設・運営の基本方針

## ■避難所設置の判断（公民館/学校などの指定避難所）

①災害対策本部設置前(大雨警報発令等) → 貼紙対応/公民館・無人開設

\*無人開設中でも、避難者があれば主事が配置に着きます。

②災害対策本部から開設指示(風水害等) → 1次開設/公民館・主事(公民館職員)配置

③ 同上 → 状況の変化等により 2次開設/小学校・中学校開設へ

※震度6弱以上の大規模地震発生(自動開設) → 1次開設/2次開設・職員配置

## ■自治会管理の集会所等（指定外避難所）

災害の種類や被害規模によっては、被災者が最寄の集会所に避難されるケースも想定されます。各自治会長さんは、受持ち地区の集会所等に避難者が居る場合は、速やかに公民館や学校などの指定避難所もしくは市役所危機管理へ直接避難者の人数や不足物資の情報を寄せください。情報不足により、必要な支援が受けられない場合があります。

宇和島市災害対策本部 直通 ☎ 0895-49-7083

高光公民館 ☎ 0895-22-0345

高光小学校 ☎ 0895-22-1861

## 1. 施設の開錠・開門

スムーズな避難所の開設のために、下表の内容を事前に確認しておくことが求められています。年に1度（関係者が交代する4月など）確認してください。

なお、下表は**令和7年4月現在**の状況を示しています。

### ●鍵の保持者と連絡先

鍵の種類	所 属	氏 名	連絡先
玄関・事務室	施設管理者/公民館館長	薬師寺 博司	
〃	施設管理者/公民館主事	山口 佳子	
〃	公民館職員・管理人	河野 春吉	
〃	公民館職員・主事補	弓削 由美子	
〃	副会長/運審会長	浅野 保夫	

※公民館事務室内に小学校体育館入口と小学校配備の防災備蓄倉庫の鍵(予備)があります。

### ●参考者者の体調チェック

避難所運営委員は参考前に各自で体温測定及び体調チェックを行う。以下に該当する場合は、人員を交代し代わりの人に対応をお願いしてください。

- ・発熱がある(37.5以上)、又は微熱が続く・咳やくしゃみ、のどの痛み、呼吸がつらいなど
- ・頭や体の痛み、だるさ、嘔吐や下痢などの症状がある
- ・直近、2週間以内に体調不良などで病院を受診した
- ・直近、2週間以内に感染症の流行地域を訪れたことがある

## II 避難所開設の流れ

### ■災害発生から避難所立ち上げまでの流れ・生活再建までのイメージ

災害発生

避難場所（地区指定避難場所）へ避難

自宅が全壊、焼失した住民等は、避難所

自宅が無事な人は帰宅

避難所に入所の方はもとより車中泊や在宅避難の方も避難者登録のため名簿の記入が必要です  
避難者登録が無いと生活支援が受けられない恐れがあります

避難所の敷地（駐車場/運動場）に待機

※大規模地震後の避難所開設は、施設の被害  
状況や安全性の確認を最優先としてください

1 避難所の点検・開設

『災害発生から1週間程度』

2 避難所運営委員会の発足

トイレの確保

3 避難所運営班の編成

避難所運営委員会/行政職員を中心に運営

4 避難所レイアウトと入室

避難スペースに通路を確保

5 避難者名簿の作成

避難所内の衛生管理

6 運営業務の役割分担

要配慮者への配慮

7 避難所運営委員会の開催

『災害発生から1週間経過後』

8 避難所利用者による運営

※避難所利用者が落ち着いてきたら

避難所運営委員会/避難者を中心に運営へ

避難所機能の充実・様々な配慮

### ■避難所から生活再建までのイメージ



開設～1週間

1週間～3週間

3週間～

生活再建

感染症予防対策

衣  
・  
食  
・  
住  
・  
被  
災  
者  
ケ  
ア

高齢者・乳幼児・女性などに配慮した必需品の提供

衛生面に配慮した着替えの衣類や洗濯の場所の確保

必要最低限の食料/飲料水

メニューの多様化・栄養バランスへの配慮

衛生面・寒暖対策（毛布の配布等）必要不可欠な環境の提供

簡易ベッド・世帯単位でのプライバシーの確保等

医療の確保

身体機能低下対策・エコノミークラス症候群対策・持病等相談窓口の設定

仮設住宅・住宅・生活再建

## II. 開設の流れ 1. 2. 施設の開錠・開門・開設準備

### ■避難所開設指示の確認

災害発生が予想される場合、または発生時に市災害対策本部（警戒本部）が決定する避難所開設レベル（1次～4次）に従います。

避難情報 (開設目安)	※①貼紙対応	1次開設	2次開設	3次開設	4次開設
		災害警戒本部設置	災害対策本部設置		
			レベル3 高齢者等避難 発令		
			レベル4 避難指示 発令		
公民館	無人開設	※②有人開設			
学校	—	—	無人開設	有人開設	
その他	—	—	—	有人開設	

※①貼紙対応とは、1次開設前に施設を開錠し無人開設状態でも避難者が戸惑うことなく動けるように案内表示を行い、内線電話を窓口に置き対策本部に連絡ができる状態を指します。貼紙対応中は事務室の他、避難所に必要な部屋以外は施錠します。

※②有人開設中であっても夜間/早朝、避難者が無い場合には、本部からの指示により原則無人開設となります。但し電話、カメラ等で避難者が来られた場合に即応できるよう担当職員は自宅待機します。

### ■避難所開設（通常は公民館職員及び教育委員会職員が運営）

①開設セット（平時から準備）により避難所を開設します。（青色コンテナ等）

開設時に使用する案内表示、避難者名簿等書類一式及びコロナ対策備品（白色コンテナ）状況に応じて飲料水、毛布等の備蓄物資等も用意します。

※以下の作業を行います。

- 玄関ドア内側に「避難所開設対応中」の表示を貼付け・行事予定板を逆に置き避難者へ注意喚起を促す・公民館使用日誌記載台に避難者名簿のバインダーを置き記入依頼の表示を貼り付ける・貼紙対応時の事務室内の内線電話機を窓口に移設する。

②感染防止対策を実施する（三密の回避等注意喚起の表示とコロナ対策備品の配置など）

③2次開設に備えて高光小学校体育館が貼紙対応になった場合には、学校から開場セット（校舎入口の鍵/体育館入口の鍵/連絡用ファブレット一式/貼紙一式/学校用コロナ対策備品）を預かります。

### ■避難所運営

①避難者の受け入れ…避難者名簿/健康チェックシート記入をお願いします。

②従事職員の勤務時間について（同一職員の連続の宿直は禁止/交代要員は市教委又は職員

- 日勤 8:30～17:15 8時間45分
- 準夜勤 17:15～22:00 4時間45分
- 深夜勤（宿直）22:00～8:30 10時間30分（0時～7時までは宿直）

## II. 開設の流れ 1. 2. 施設の開錠・開門・開設準備

### ■開設後の報告（災害対策本部への報告要領）

#### ① 報告の時期及び内容

- 開設時 : 仮設後速やかに開設報告

開設時報告内容 「避難所名」「担当者所属・氏名」※以降交代した場合も同様  
例 高光公民館避難所開設しました 主事清水

- 定時報告 : 5時、8時、11時、14時、17時、20時、22時

定時報告内容 「避難所名」「担当者所属・氏名」「避難者の世帯数・避難者数」  
その他特に報告が必要な事項

- 閉鎖時 : 閉鎖報告

例 高光公民館避難所閉鎖しました 主事清水

定時報告例

【22時報告】  
高光公民館 主事  
清水 避難者なし

※管区内の集会所等の指定外避難所等に避難者があった場合にも情報を収集し、「隨時報告」として世帯数・避難者数を報告してください。

#### ② 報告の方法

- 公民館専用ファブレットの避難所グループLINEを使用します。
- 何らかの事情により専用ファブレットが無い場合は主事の個人スマホ（生涯学習課LINEグループ）もしくは内線電話にて報告します。

### ■避難所閉鎖（通常開設後の閉鎖手順）

- 本部からの閉鎖の指示を受けて、使用箇所の清掃・消毒を行ってください。
- 備品等をコンテナに収納、保管場所に保管、貼紙等を撤去します。
- 避難者名簿等必要な書類を対策本部（避難所・物資チーム）に提出します。
- 2次開設（学校）の対応が終了したら、開場セットを学校に返却します。

※避難者名簿と一部拡大です。

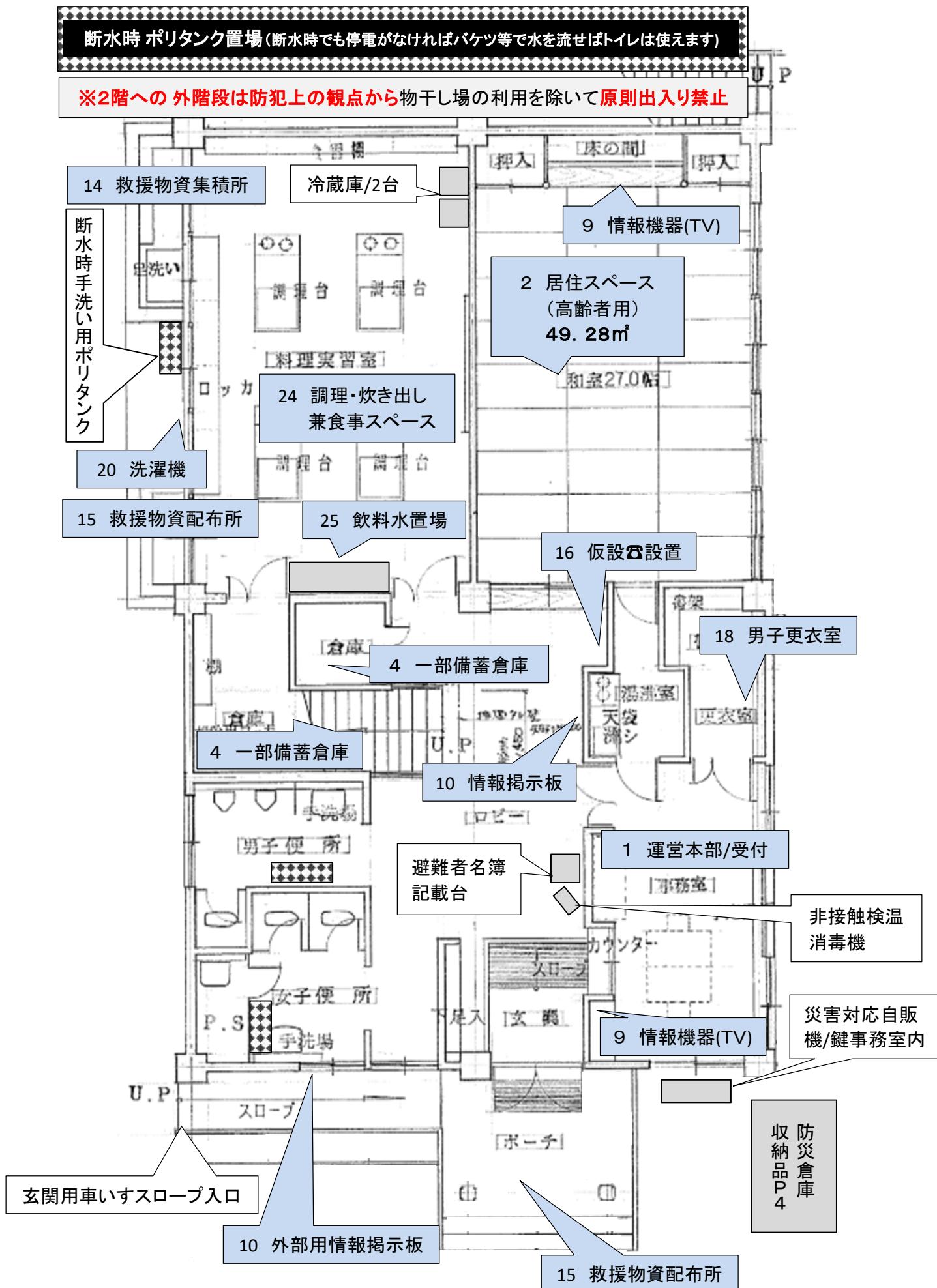
様式5-1											
<small>避難者 → 被災者管理班（市担当者） (避難所名) No.</small>											
避難者名簿											
姓・班名											
①	世帯代表者氏名				住 所						
②	入所日時	年	月	日	時 分	電 話					
家	ふりがな	年	性 別	要配慮者	体調	被 害 状 況					
	氏 名	齢									
		男 女		有無							
		男 女		有無							
		男 女		有無							
		男 女		有無							
族	親族等	連絡先		姓							
	姓	氏名	電話								
	姓	氏名	電話								
	姓	氏名	電話								
	姓	氏名	電話								
	姓	氏名	電話								
注 意 事 項											
(病気や障がいなど配慮して欲しいこと、体調不良の場合の詳細)											
ア:避難所避難者 イ:テント泊 ウ:車中泊 エ:在宅避難者 オ:帰宅困難者 カ:その他											
③ 個人情報の取り扱い											
ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所、氏名、性別を公表及び他からの問い合わせに対し回答する予定ですが、希望しない場合は、○で囲んで下さい。											
希望しない											
④ 避難スペースの区分											
一般 個室		個室		滞 在 区 画	避 難 者 グ ル プ						
その他 ( )											
⑤ 退出日時 年 月 日 時 分											
登 録											
転出先 住 所 (氏名) 電 話											
退 所											
◎ この名簿は、入所時に世帯代表の方が記入し、管理班（市担当者）へお渡しください。											
◎ 名簿を提出することで、避難者登録され、避難所での生活支援が受けられるようになりますので、車中泊や在宅避難者の方も記入してください。											
<small>◎ この名簿は、入所時に世帯代表の方が記入し、管理班（市担当者）へお渡しください。 ◎ 名簿を提出することで、避難者登録され、避難所での生活支援が受けられるようになりますので、車中泊や在宅避難者の方も記入してください。</small>											

## II-3. レイアウトづくり・施設利用計画と配置図

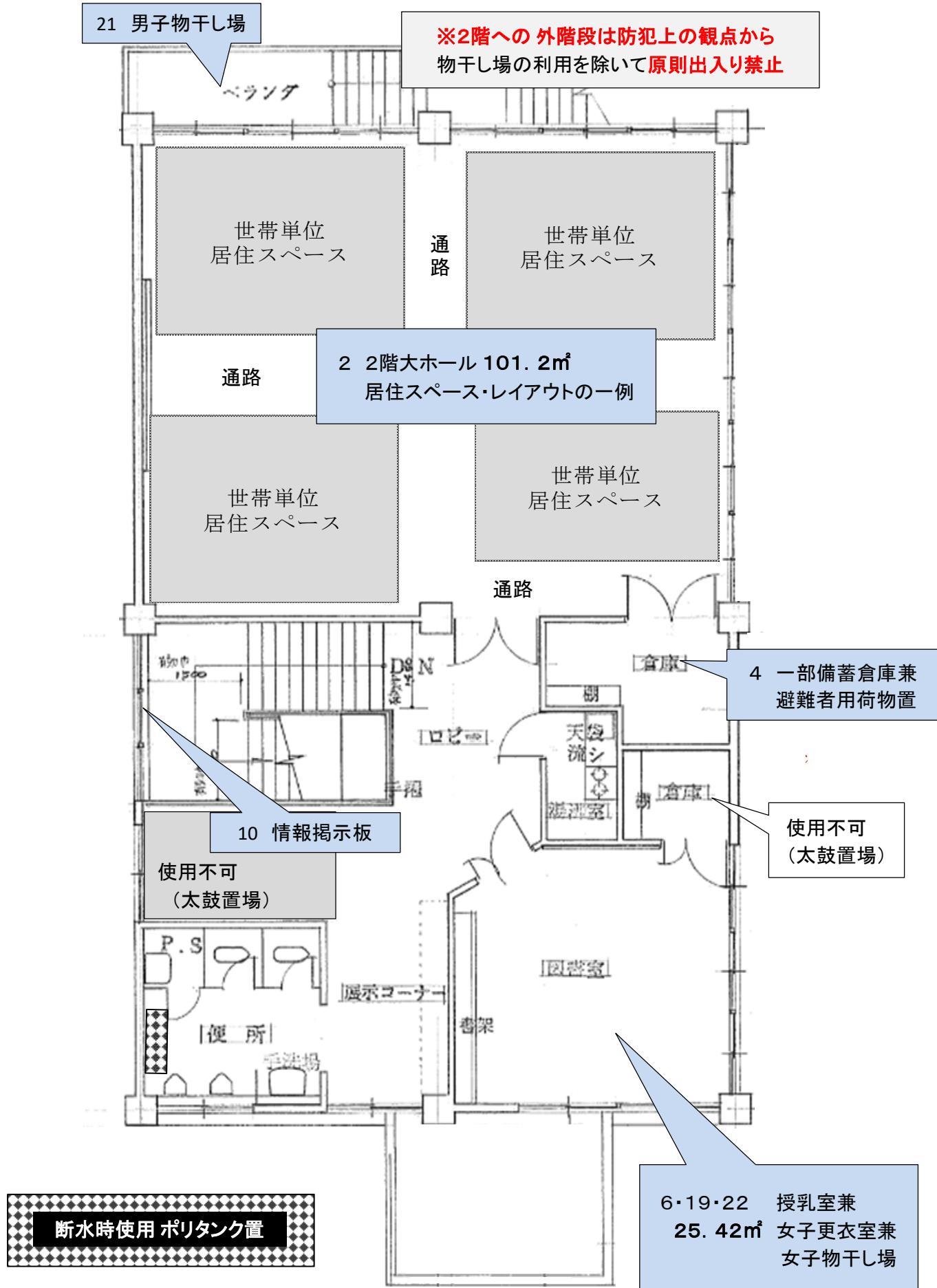
**■部屋別利用計画** ※断水状態でも停電が無ければバケツ等で水を流せばトイレは使えます。  
避難所運営を行うために必要なスペース利用目的を一覧で示します。施設の被災状況を確認し、適宜開設してください。（小学校の利用は承諾済）

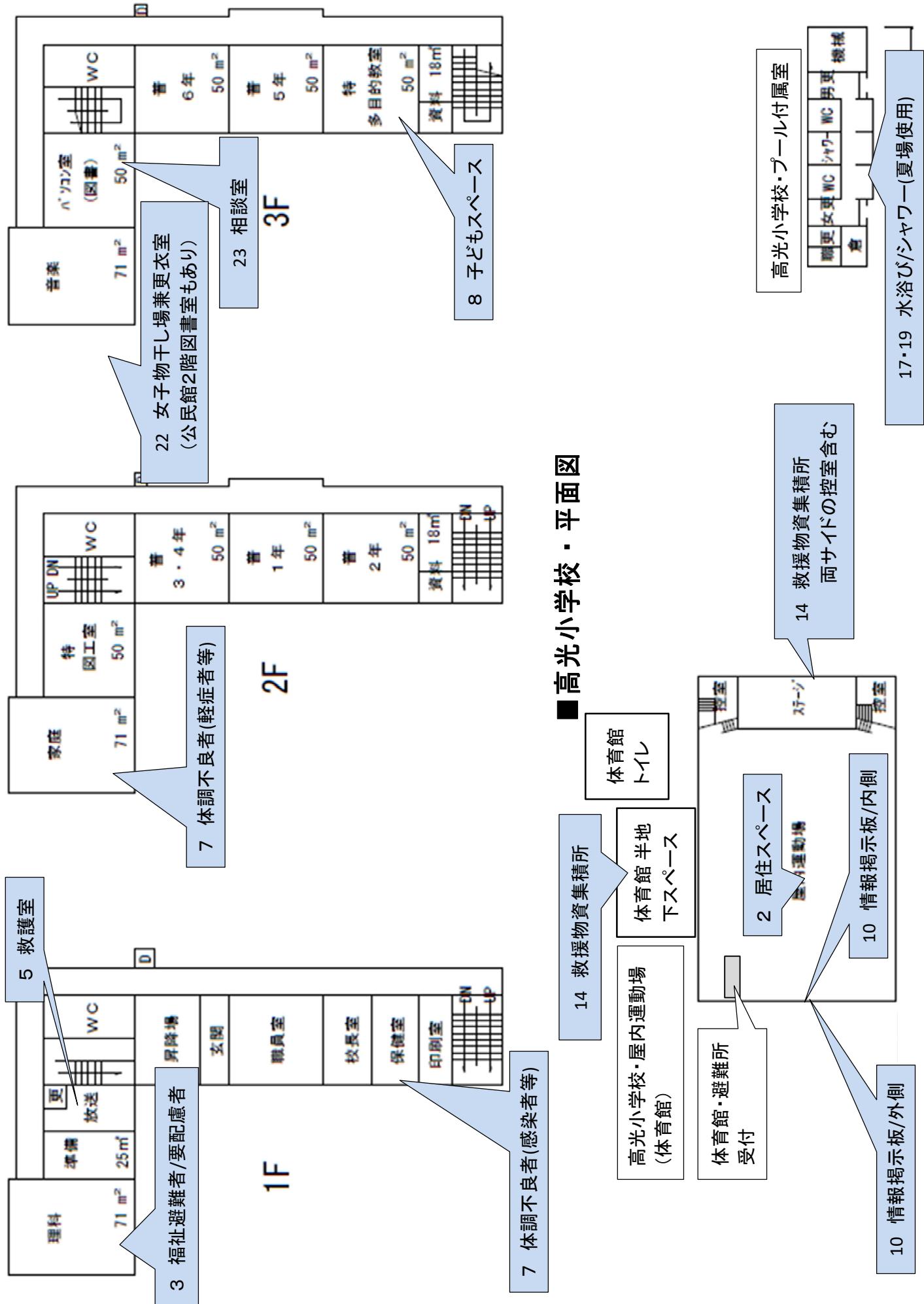
N.○	小規模 災害	大規模 災害	利用目的	利用予定場所 黒文字/公民館・赤文字/高光小
1	○	○	運営本部（受付）	事務室（受付は体育館入口にも設置）
2	○	○	居住スペース	1階和室・2階大ホール 高光小/体育館
3	○	○	福祉避難（要配慮者）スペース	高光小/1階理科室
4		○	備蓄倉庫	調理室内/ロビー・階段下倉庫
5		○	救護室	高光小/1階放送室
6	○	○	授乳室	2階図書室
7	○	○	体調不良者（感染症等）スペース	高光小/1階保健室他
8	○	○	子どもスペース	高光小/グラウンド/3階多目的教室
9		○	情報機器（TVなど）設置室	和室・事務室
10		○	情報掲示場所	玄関横/事務所横/階段踊場/体育館内外
11		○	ゴミ置き場	正面駐車場川沿い
12		○	仮設トイレ設置場所	北側駐車場
13		○	マンホールトイレ設置場所	正面駐車場内浄化槽マンホール
14		○	救援物資集積所	調理室/体育館ステージ/控室/半地下
15		○	救援物資配布場所	調理室外部出入り口/正面玄関
16		○	仮設電話設置場所	和室入口横/小学校玄関内
17		○	入浴（水浴び、シャワー/夏場使用）	高光小/プール付属室
18	○	○	男子更衣室	事務所内更衣室
19	○	○	女子更衣室（高光小/プール付属室）	2階図書室
20		○	洗濯場所	調理室外水道（洗濯機複数設置可）
21		○	男子物干し場	2階外階段踊り場
22		○	女子物干し場	2階図書室/高光小3階音楽室
23		○	相談室	高光小3階パソコン室
24		○	調理・炊き出し場所	調理室・体育館正面入り口前
25		○	飲料水	調理室
26		○	生活用水（洗面/手洗は期限切飲料水）	高光小プール（トイレ用）
27		○	車中避難者などの駐車スペース	高光小グラウンド
28		○	テントエリア	高光小グラウンド
29		○	緊急車両用駐車場所	公民館正面駐車場
30		○	ペットスペース	高光小グラウンド/鉄棒付近

## ■高光公民館・1階平面図



## ■高光公民館・2階平面図





24 調理・炊き出し(通常は公民館調理室使用/必要に応じて大きな金での煮炊きなどをを行う場合に使用する)

間光小體育館

高光小学校

防災倉庫  
収納品P3

28 テントエリア  
(非常時の夏場の  
暑さや冬場の寒  
さには臨機応変に  
対処してください)

來訪者用  
駐車場

## 8 子どもスペース(遊び場)

## 常設フェンス (教職員駐車場)

高光保育園  
職員駐車場

高光ルーム

高光小学校・高光公民館

26 生活用水(トイレ用)

※遺体仮安置所

※この配置図は大規模災害発生時のプランの1つでありこの案に固執するものではありません。状況に応じ、その時・その場にいる方々で話し合って対応をお願いします。

30 ペットスペース  
鉄棒とフェンスを使ってブルーシート等で  
簡易の屋根の設置

13 マンホールトイレ

緊急車両駐車場

11 ゴミ置き場

四

11

10

1

2-1(6)

26 生活用水(トイレ用)

17:19 水浴ビニヤワー(夏場使用)



## III-1. 避難所運営委員会の構成

### ■ 避難所運営委員名簿

避難所を運営するにあたり、事前に避難所運営委員会を設置し、避難所内のルールを協議し、決定していきます。協議する内容は

- ①避難所内のルールの決定、変更と避難者への周知
- ②避難者の要望、意見のとりまとめと対処方法の検討
- ③市災害対策本部や関係機関との連絡・調整などです。

また、高齢者、女性、乳児を抱えた方、障がいをお持ちの方などの意見を取り入れるため、委員には女性を含めることが絶対条件となります。（過去の事例からの反省点）

### 運営管理責任者（代表者）

会長（代表）	<連合自治会長> 二宮 伸夫		
副会長	<公民館運営審議会長>	浅野 保夫	< → 女性
施設管理者	<公民館館長>	薬師寺 博司	<主事・清水辰洋/本庁避難所担当職員

### 避難所運営班（各班長1名に◎印、副班長1名に○印を記入）

- ・各自治会から3名の方にご協力を願います。
- ・自治会内の役員名簿を元に割り振りしています。
- ・開設時には名簿に拘らず、各自治会で動ける方に参集をお願いします。

	自治会名	氏名	自治会名	氏名	自治会名	氏名
情報班 (名簿管理等)	下高串		家藤		徳の森	
	奥高串		本村		江の組	
救出救護班	日の組		中組		新屋敷	
	上光満		下高串		家藤	
避難誘導班 (衛生管理等)	徳の森		奥高串		本村	
	江の組		日の組		中組	
食事供給班	新屋敷		上光満		下高串	
	家藤		徳の森		奥高串	
初期消火班 (物資管理等)	本村		江の組		日の組	
	中組		新屋敷		上光満	

### 自治会代表者＝自治会長

自治会名	氏名	☎番号	自治会名	氏名	☎番号
下高串			家藤		
徳の森			奥高串		
本村			江の組		
日の組			中組		
新屋敷			上光満		

## III-2. 運営委員会の開催

### ■避難所運営委員会の開催

※ 避難所の立ち上げを担った人が、避難所利用者とは限りません。自主運営のメドが立ちしだい、利用者中心の体制に切り替える事が望まれます。

#### 開催頻度

- ・ 1日2回、朝 夕が望ましい。
- ・ 避難所運営が落ち着き、連絡事項が減少すれば、朝の会議は省略しても構わない。
- ・ 会議では情報を共有し、問題点の有無などを確認し、対応策を検討・決定する。

#### 参加者

- ・ 避難所運営班の班長もしくは、副班長。
- ・ 自治会長もしくは、その代理人。（運営班長と兼任の場合はこの限りではない）
- ・ 会議には市職員も参加する。
- ・ ボランティアグループ等の支援者が、恒常に一定の役割を担っている場合は、オブザーバーとして参加してもらう。

#### 議題例

- ① 避難所内のルールの決定、変更と避難者への周知
- ② 避難者の要望、意見の取りまとめと対処方法の他に下記の事柄が想定されます。
  - ・ 避難所利用者数（増減など）の報告。
  - ・ 各運営班の活動報告。（トラブルや課題などの報告）
  - ・ 市災害対策本部からの伝達事項。
  - ・ 消防団、自衛隊、ボランティア等からの報告、伝達事項など。

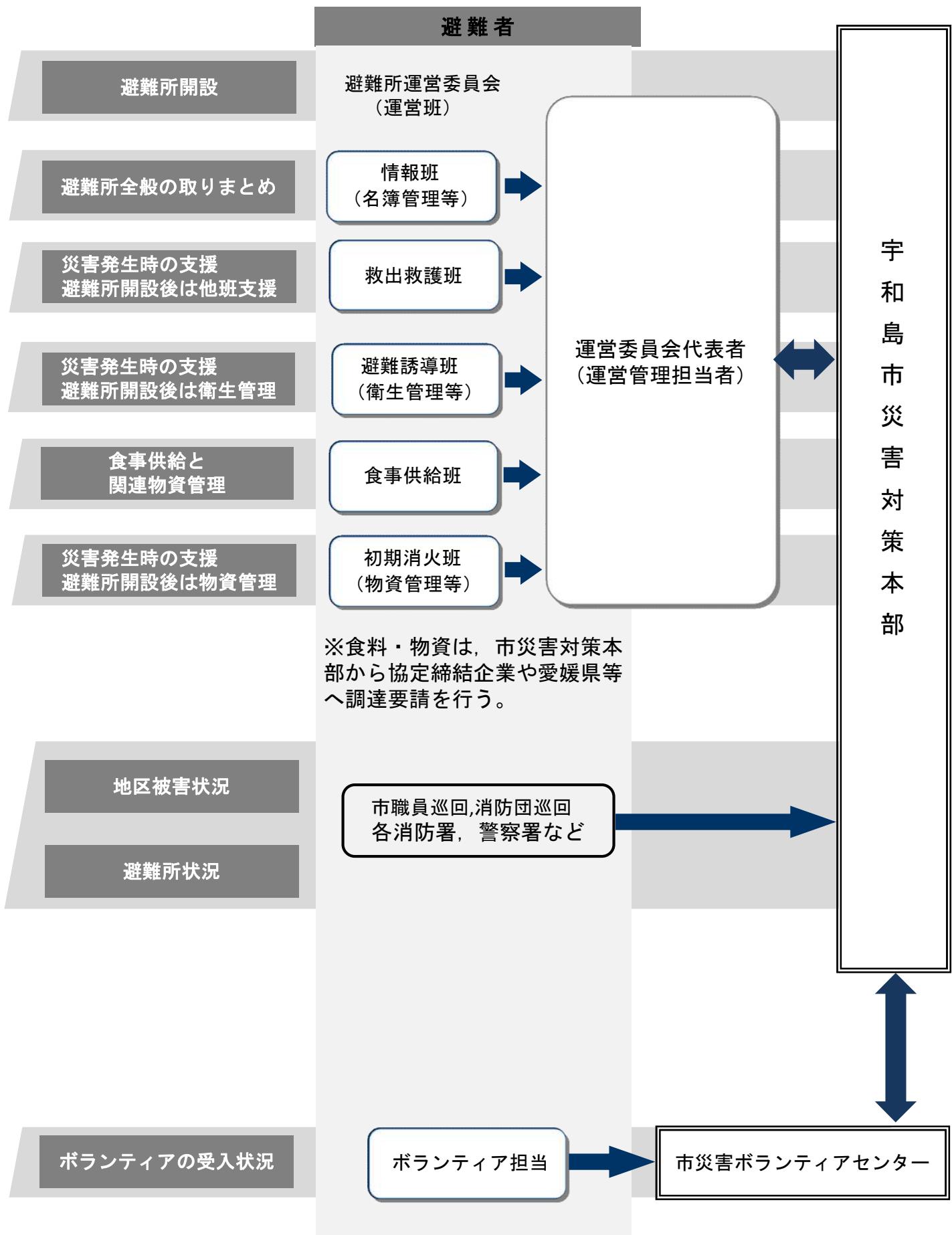
#### 留意点

- ・ 避難所運営では、大小さまざまな課題、問題が生じます。  
避難者が抱える課題や本音を共有できる、風通しの良い運営に心掛けてください。
- ・ 会議の内容は意思決定過程を含め、なるべく避難所利用者全員と共有するため、決定事項などは掲示板などで周知する。



# IV 避難所開設～運営の情報伝達の仕組み

## ■避難所運営委員会の組織図



## IV 代表者・各班の役割

### ■代表者・副代表の役割

- ✓ 施設管理者及び市災害対策本部との調整・統括
  - ・各班からの要請事項について、代表者は担当班を指揮し施設管理者及び市災害対策本部に連絡し、対応について調整する。
  - ・市災害対策本部からの連絡事項について、各班へ伝達し、必要に応じた避難者への情報提供を調整・統括する。
- ✓ 避難所運営委員会の統括、組織内の連絡調整・指揮及び関係機関等との連絡・調整
  - ・円滑な避難所運営が進むよう配慮し、運営委員会のメンバーへの的確な指示が出せるよう情報収集・状況把握を怠らない。
- ✓ 要配慮者への配慮及び活動班の設置
  - ・常に要配慮者が避難していることを想定しながら運営する。
  - ・公平に作業を行えるように、ローテーションを組む。
  - ・日中、夜間、休日など色々な時間帯に対応できるように考慮する。
  - ・小中高生、元気な高齢者にも役割分担し、活動できる場を作る。
  - ・活動班は、避難所の規模や作業量によって統合・分割するなど柔軟に対応する。
  - ・想定される活動班の例（毎年更新の自治会役員名簿を元にしています）

名 称	主 な 活 動 ※マニュアル2 様式・資料集の該当ページを使用
情報班 (名簿管理等)	毎日の避難者数の把握(必要な食事数準備/車中泊避難者含む/体育馆設置の受付とも連動する事)・安否確認の問合せ対応・避難者名簿/健康チェックシート取付・避難者一覧表の記入・避難所状況報告書(初動期/続報記入)・健康状況調査シート記入・情報掲示板の設置/内容の更新・取材対応・地域との連携・避難所運営日誌(記録書)の記入・男女別の相談窓口の設置及び対応(性暴力/DV/子ども/妊婦/高齢者/外国人)など
救出救護班 (避難所開設後は他班支援)	災害発生直後の被災者の救出及び救護・落ち着いたら他の班の業務の支援を行う
避難誘導班 (避難所開設後は衛生管理)	災害発生直後の住民の避難誘導・事後はトイレなどの衛生管理・傷病者の支援・要配慮者支援・ペット管理等を行う
食事供給班	避難所開設後の食事供給(炊き出し)と関連する物資の管理・原則的に室内の施設できる場所・食料管理簿で在庫数を管理し公平に配分・消費期限切れは破棄・不足時は高齢者/子ども/障がい者を優先
初期消火班 (避難所開設後は物資管理)	災害発生直後の初期消火・事後は避難所内外の物資受入(仕分けは男女両方で)・分類は3種類(全員平等/衣類・毛布:必要な人/おむつ・生理用品:全員共同/ティッシュ・トイレ紙)・在庫把握で物資管理簿を用意する
※必要に応じ 「ボランティア班」 も編成する	団体・個人のボランティアの受付(所定の受付票使用)業務・ボランティア保険加入の確認・見返りを求めてたり、勧誘やセールスを行うボランティアの排除など

・各班には「班長」「副班長」を置き男女各1名を選出する・各班の構成は避難所利用者を中心とする・班員はできるだけ男女同数とする

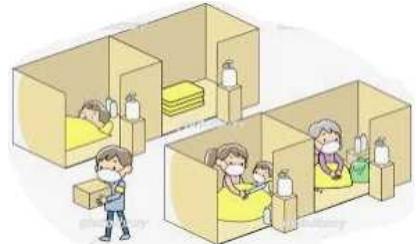
## V. 避難所運営 1. 運営活動のルール（概要）

### ■避難所施設の使い方(P10~14参照)・使用/不使用の明確な区分

- ・1人当たりの面積は最低でも2m<sup>2</sup>以上の確保/可能な限り世帯単位で考慮する。
- ・高齢者はできるだけ通路側に。・要配慮者は、小学校1階理科室へ。

### ■通路及び居住スペースの確保・円滑な移動のために通路の確保を

- ・車イスと人が離合できる幅の確保。
- ・トイレ/各部屋の出入口など共用部分への配慮。
- ・固い床面には段ボールを敷き詰める等の工夫を。



### ■案内板の設置・「入室禁止」等の明確な表示

- ・避難所開設キットに入れて直ぐにわかる場所に平時から設置しておく。
- ・案内板/マニュアル/その他必要と思われる物も同様に。

### ■避難者名簿(世帯単位)の作成・住民の安否確認/必要物資の数量把握のため

- ・所定の名簿を使用/同時に個人用の健康チェックシート記入もお願いする。
- ・車中泊避難者/在宅避難者の方にも声掛けする。

### ■ペット飼育場所(P16参照)・犬/猫等のペットの入室禁止

- ・飼い主には大切な存在でも、共同生活を強いられる避難所では動物が苦手な人などへの配慮が必要。小学校グランドの鉄棒付近に設置を想定してるので理解して頂く。

### ■情報掲示板の設置・非常時こそ正確な情報を避難者に周知する

- ・避難所での生活ルール・避難者の状況。・物資の配布案内。
- ・ライフライン(電気/ガス/水道等のエネルギー関連/携帯等通信設備/バス・JR等の公共交通機関など)の状況。



※項目ごとに発表日時の記載順に表示し、わかりやすく  
大きな文字で記入する。

※避難所の内外に複数ヶ所掲示板を設置し、施設への無用の立入りを防ぐ。  
※事情により掲示板を読めない方へも配慮する。

### ■プライバシーの確保(P10~14参照)・開設直後の混乱を未然に防ぐ

- ・更衣室/授乳室/洗濯物干場等、男女別の区分や高齢者/障がい者などの要配慮者へのスペースはあらかじめ確保しておく。

### ■女性や子どもの視点・ストレス低減やプライバシー確保にも

- ・多くの避難者が集団生活を強いられる環境では、女性、子ども、高齢者など特別なニーズを持った存在への配慮が重要。皆が安心して過ごせる環境づくりを！

## V- 2. 3. 管理/対応(生活ルールの一例)

不特定多数の人が混乱状態の中で避難し、生活する避難所では、様々なルールが必要です。取り決めたルールは避難者で共有するためにも掲示板を使って周知します。

生活時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起床時間： 時 分</li> <li>・消灯時間： 時 分</li> <li>・食事時間 朝食： 時 分 昼食： 時 分 夕食： 時 分</li> <li>・避難所運営委員会/会議 午前： 時 分 午後： 時 分</li> </ul>
生活空間の利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住空間は土足厳禁/脱いだ靴は各自で保管</li> <li>・来訪者の面会は屋外とする</li> <li>・屋内は禁煙</li> <li>・立入り禁止場所には入らない</li> </ul>
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の配給/居住単位</li> </ul>
清掃・洗濯・ゴミ処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則世帯単位</li> <li>・共有部分の掃除は当番制にて行う</li> <li>・長時間の洗濯を避けるために別にルールを定める</li> </ul>
プライバシーの保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯単位のスペースは無断で立ち入らない/覗かない</li> <li>・避難者の居住空間は部外者の立入りを禁止とする（本部と当事者の許可があればこの限りではない）</li> <li>・居室内でのテレビ/ラジオは原則禁止とし、使用する場合はイヤホンを使って周囲へ配慮する</li> </ul>
火災防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内で火気（ガスコンロ/ストーブなど）をしようする場合は本部の許可を得て使用ヶ所/時間などルールを決める</li> </ul>

✓ ルールの詳細については「マニュアル②様式・資料集」及び「マニュアル③補足(感染拡大防止編)」も参照してください。

### 掲示板（公民館/小学校体育館内外設置）の例

最新情報について

宇和島市からのお知らせ

避難所生活ルール

インフラの復旧状況

伝言板

避難者が自由に使用/安否情報など

生活時間

空間利用

食事

清掃/洗濯/ゴミ処理

プライバシー

火災防止

お風呂

給水車

病院

電気

水道

バス

J R

運営委員会組織図

## V. 避難所運営 4. 福祉避難所・福祉スペース

次のような考え方で福祉避難所、福祉スペース（福祉避難室（仮称））が設置されます。救護・要配慮者班を中心に連携を図ります。

### 福祉避難所の考え方

#### 福祉避難所とは

- 一般の避難所において、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など、特別な配慮を必要とする方が避難する施設です。
- 福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的避難所です。

#### 対象

- 高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において特別な配慮を要する方で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者が対象です。
- 要配慮者の状態に応じて、要配慮者の介助者1名についても、福祉避難所への避難が可能です。

#### 福祉避難所への避難の流れ

①  
身の安全の確保を最優先に、まず一般的な避難所に避難

②  
一般的な避難所において、医師、看護師や保健師等が介助者の有無や障がいの種類・程度に応じて、福祉避難所への受け入れを調整し、対象者を決定

③  
スタッフの配置など受入態勢が整ったところで対象者を福祉避難所へ（搬送は原則家族や地域支援者等で行う）

### 福祉スペースの考え方

福祉避難所において、対象者すべてを収容することは困難であるとともに、避難所生活の長期化等により、特別な配慮を要する方が増加することが想定されるため、一般的な避難所の中の福祉スペースとして「福祉避難室」を設置します。

#### 対象となる方の状態と収容施設のイメージ

	軽度	中度	重度	対象
福祉避難室 (仮称)	○			比較的介護度が軽度で専門的なケアは必要ではないが、配慮を必要とする方
福祉避難所		○		要介護・障がいの程度が高く、専門的なケアなどの特別な配慮を必要とする方
緊急入所		○	○	身体状況の悪化等により、福祉避難所での避難生活が困難な方
緊急入院		○	○	医療的な処置や治療が必要な方

# VI. 安定期以降の取り組み

## ■ 安定期から撤収期

- 施設管理者は、避難所撤収の準備とともに、避難所閉鎖後の施設の本来業務の実施体制の準備を進めます。

※学校の避難所においては、授業の再開を再優先に考え、縮小・統合を進めます。そして、統合する場合には地区・町丁目ごとに統合し、避難者への影響が出来るだけ少なくなるように配慮します。

- 安定期（3週間目以降）では運営体制の見直しを図り、相談体制の確立、こころのケアなどを図るとともに、避難者の自立へ向けた取り組みにあわせて、避難所の撤収への合意形成を進めます。

## ■ 避難所統廃合に伴う移動

- 全体的な避難者の減少などに伴い、市災害対策本部から他の避難所への集約の指示があった場合、担当職員、施設管理者、運営委員会は、避難者に対して避難所の移動に関する理解を得るよう十分に説明を行います。
- 移動することが決定した後、移動の日時・荷物などの搬送のための車両、人員の確保などについて市災害対策本部と協議・調整を図ります。施設の再開に向けて、避難施設の縮小・統合が進められる際は、避難者に対し部屋の移動などについて広報しておきます。
- 避難所を移動することが決定した場合は、移動の日時、荷物の搬送について避難者に対し周知しておきます。

## ■ 避難所の撤収・閉鎖

- 担当職員は、使用されなかった物資などの回収が必要となった場合は、その種類、数量を市災害対策本部に連絡して移動・処分を要請します。
- 担当職員は、避難所管理に用いた記録や台帳などを市災害対策本部に引き継ぎます。

※ 回収物資類は、最小限に整理・集約します。

- 避難所委員会は、避難所閉鎖の日に、解散します。

# 建物点検チェックリスト

調査日	年 月 日		時間	午前 / 午後		時
調査者			登録番号			
建 物 概 要	施設名称	高光公民館		建築物名称	高光公民館	
	所在地	宇和島市高串 2-134-1		建築年	(西暦) 1990	年
	建物用途					
	構造種別	純鉄骨造 / 鉄骨と RC の混合構造（層内・層別） / RC 造に鉄骨屋根 その他 (RC 造)				
	階数	地上	2 階	地下		
建築面積	671.95	m <sup>2</sup>	延床面積	404		m <sup>2</sup>
調 査						
方法	内観調査を実施					
1 一見して危険と判定される（該当する場合○をつけ危険と判定し調査を終了する）						判定結果
<input type="checkbox"/> 建築物全体又は一部の崩落・落階がある						施設が危険な状態
<input type="checkbox"/> 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれがある						
<input type="checkbox"/> 建築物全体又は一部の著しい傾斜がある						
2 全体の状況に関する点検項目						判定結果
<input type="checkbox"/> 隣接する建物や周辺地盤による破壊の危険性（崖崩れなど）がある						施設が危険又は注意を要する状態
<input type="checkbox"/> 建物が多少なりとも傾斜している						
<input type="checkbox"/> 柱や梁に構成要素が曲がる現象（座屈）が発生している						
<input type="checkbox"/> 筋交いにたわんでいるもの、あるいは破断しているものがある						
<input type="checkbox"/> 柱と梁の接合部が一部破断している、接合部に亀裂が発生している						
<input type="checkbox"/> 柱脚が部分的にでも破損している						
<input type="checkbox"/> 高所からコンクリート片が落下した、あるいは落下しかかっている						
<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリートの部分に比較的大きなひび割れ（幅 2mm 程度）が見られる						
<input type="checkbox"/> 鉄骨部材に著しい腐食が見られる						
<input type="checkbox"/> 窓ガラス・窓枠にひび割れが見られる、窓枠がひずみスムーズに開閉できない						
<input type="checkbox"/> 外装材や内装材にひび割れや隙間が見られる						
<input type="checkbox"/> 屋外階段やひさしがわずかに傾斜あるいは移動している						
<input type="checkbox"/> 照明や吊り物が部分的にずれている						
<input type="checkbox"/> 天井裏を目視できる場合に天井プレースにたわんでいるものや破断したものがある						
<input type="checkbox"/> その他、異常が見られる						
3 つり天井に関する点検項目						判定結果
<input type="checkbox"/> 天井の一部でも落下または落下しそうな状態である						施設が危険な状態
<input type="checkbox"/> 天井の周囲または段差に破損がある※						
<input type="checkbox"/> 天井が部分的にずれている※						

# 高光公民館・避難所マニュアル

## 別添・備蓄品写真一覧 保管場所高小と同じ



玄関横にある防災倉庫には、平成27年度に県の仲介で消防庁から貸与されている6品目(訓練用AE D×2・折畳担架×2・折畳リヤカー×2・無線機1組・ハンドマイク×2・ガス発電機×1)の機材が収納されています

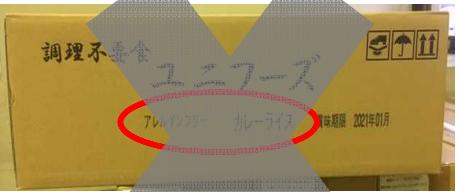
下高串集会所



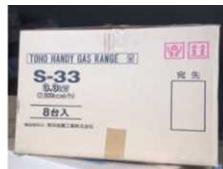
高光小学校



# 市配布の備蓄品一覧 X 印は高光 該当なし -1-

1.調理不要米 (カレーライス・豚丼)	2.乾燥パスタ (カルボナーラ)	3.アルファ化米 (レスキューライス)
 <p>2021/1 賞味期限切れ</p>		
4.フリーズドライごはん	5.保存パン (生命のパンあんしん)	6.飲料水 (500ml×24本)
		
7.飲料水 (490ml×24本)	8.哺乳瓶 (200cc)	9.アルミ鍋 (36cm)
		

10. カセットコンロ

11. カセットコンロ  
ボンベ12. カセットボンベ  
(発電機用)

13. 鍋

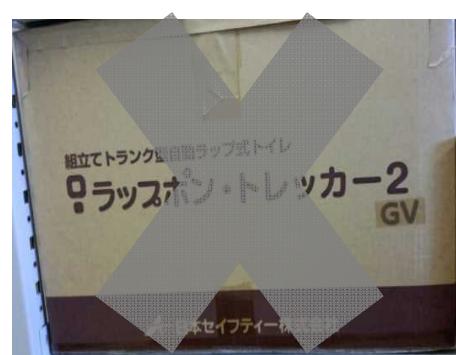
14. 炊き出し  
ステーション

15. 毛布



16. アルミ寝袋

17. 簡易トイレ

18. ラップポンセット  
(トレッカー含)

## 19. ラップポン専用 フィルムロール

## 20. トイレ用 パーソナルテント

## 21. マンホールトイレ (一般用)

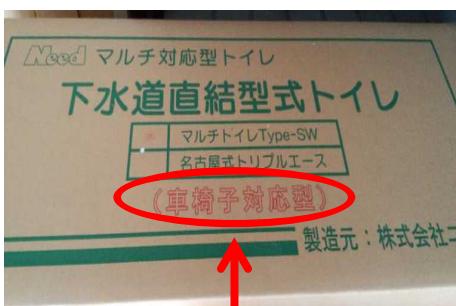


(一般・兼用型)

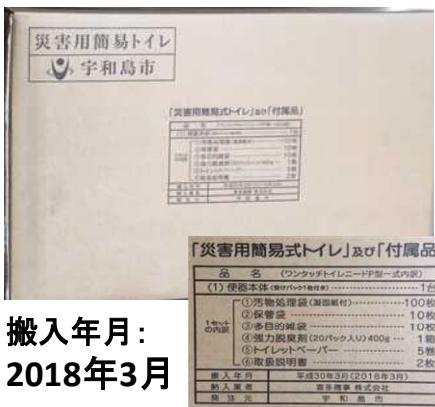
## 22. マンホールトイレ (バリアフリー用)

## 23. 組立式 簡易トイレ

## 24. 汚物処理袋セット



(車椅子対応型)



搬入年月:  
2018年3月



100枚

## 25. 汚物処理袋セット (追加購入分)

## 26. 簡易組立便座

## 27. 日用品セット (歯ブラシ・歯磨き粉・石鹼・タオル)



200枚



28.マット(緊急畳)



29.ポリバケツ



30.ゴミ袋



31.懐中電灯



32.ランタン



33.ランタン



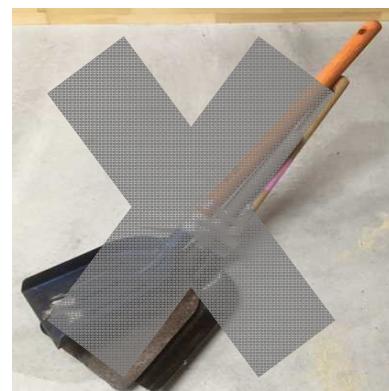
34.ハンド型  
メガホン



35.拡声器



36.土のう造り用  
スコップ



37.ブルーシート	38.救助工具 セットC	39.水のう袋 (50枚入り×40箱)
		
40.救命胴衣	41.救助工具セット	42.救護用テント
		
43.折たたみ式 リアカー	44.担架	45.給水袋
		

46.ヘルメット

47.雨具

48.ワンタッチ式ドームテント



49.投光器用  
三脚含む

50.発電機  
(カセットガス式)

51.扇風機  
(工業用大型)

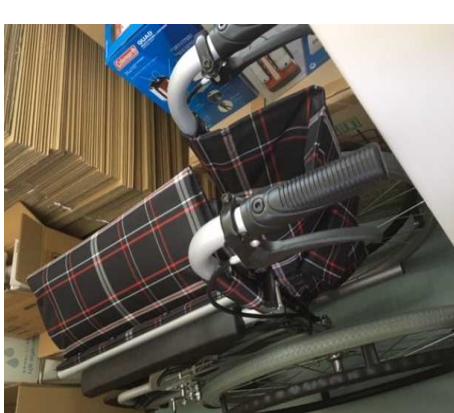


52.間仕切りパネル  
(6畳)

53.間仕切りパネル  
(4.5畳)

54.フォールディング  
テーブル



55. マット	56.簡易ベッド (ダンボール製)	57.間仕切りパネル
		
58.コードリール	59.調理用品セット (20点セット)	60.FK工具 セット-Ⅱ
		
61.脚立	62.四つ折伸縮 担架スチール	63.車椅子
		

## 64. 車椅子用スロープ



## 65. 災害対策用プライベートルーム



## 66. マグネシウム空気電池



## 67. エアーベッド



## 68. エアーポンプ



## 69. 液体ミルク



## 70. 災害避難所用間仕切り



## 71. 屋内用車イス



## 72. 車イススロープ板

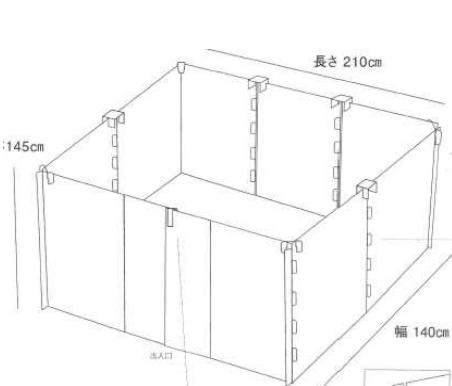


<p><b>73. A オストメイト 洗浄セット</b></p>	<p><b>74. B ストーマ用</b></p>	<p><b>75. 消毒液</b></p>
<p><b>76. 温度計</b></p>	<p><b>77. 消毒用オート ディスペンサー</b></p>	<p><b>78. 隔離用テント</b></p>
<p><b>温度計</b></p> <p><b>定</b></p> <p>1秒 高速測定</p> <p>・推奨距離 約1cm~5cm ・音ON/OFF ・3段階</p> <p>温度によって液晶の色が 切り替わる</p> <p>※日本語説明書付き ※1年保証付き (保証は日本国内) 保証期間内でも、次の場合は対象外となりま ・落下、水没による故障 ・火災・地震および風水害、天災地変など、さ る 故障・損害。</p> <p>単4電池×2本 は別売となります</p>		
<p><b>79. キャンピング ベッド</b></p>	<p><b>80. ガウンセット</b></p>	<p><b>81. 段ボールベッド</b></p>

82. 段ボール  
パーテイション

83. サーモゲート

84. 薬箱



消防庁貸与品③

消防庁貸与品⑥

消防庁貸与品⑦



③ A E D(訓練用 2 セット).JPG



⑥折骨式担架.JPG



⑦折畳式リヤカー.JPG

89. 消防庁貸与品⑧

消防庁貸与品⑨

消防庁貸与品⑫



⑧特定小電力トランシーバー(2 台).JPG



⑨ハンドマイク(電子メガホン).JPG



⑫ガス発電機(1kw程度).JPG